労働者の 職務に応じた待遇の 確保等のための 施策の推進に関する法律案に対する修正 案

労働者 の職 務 に応じた待遇の 確保等 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} 推進に関する法律案 \mathcal{O} 部を次のように修正 する。

第二条第二号中 「正規労働者 (期間 の定め Ó ない 労働契約を締結してい る労働者 (派遣労働者 (労働者派

号に規定する派遣労働者をいう。 第六条第二項において同じ。) を除く。)であって一週間 の所定労働 時 間

(昭和六十年法律第八十八号)

第二条第二

労

遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

が 同 \mathcal{O} 事業所に雇用される他の労働者に比して短くない ものをいう。 以下同じ。) 以外の 労働者が正 規

働者」 を 「通常 の労働者以外の労働 者が通常 \mathcal{O} 労働者」 に改める。

第 五 条第 項第 一号中 賃 金 0 下に 教育訓 練 を加 え、 同 条第二 一項中 「正規労働者」 を 「通常 \mathcal{O} 労

働者」に改める。

第六条第一項中 正 規労働者」 を 「通常の労働者」 に改め、 同条第二項中 「は、 派遣労働者」 の下に 「 (労

働者派遣事業の 適 正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 第二

条第二号に規定する派遣労働者をいう。 以下この項において同じ。 を加え、 「労働者派遣事 業の 適 正 な

運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」 を 「同法」に、 対し派遣労働者の」 を 対 Ų 派遣労

働者の賃金の決定、 教育訓練の実施、 福利厚生施設の利用その他の」に、 「職務に応じた待遇の均等」を 「業

務の内容 及び当該業務に伴う責任の程度その 他 \mathcal{O} 事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇」

以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、 のために必要となる法制上の措置については、 この法律の施行後一年以内に」を「この 当該措置の実施状況を勘案し、 必要があると認め

法律の施行後、

るときは、 所要の措置を」に改める。

第七条第一項中 「労働者の」の下に 「就業形態の設定、 を加え、 同条第二項中 「正規労働者以外の労働

者から正規労働者 を 「通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善及び通常の労働者以外の労働者から通

常の労働者」 に改める。

附則を附 則第 項とし、 同項に見出しとして 「(施行期日)」 を付し、 同項に次のただし書を加 える。

ただし、 次項の規定は、 労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の 保護等に関する法律等の

部を改正する法律(平成二十七年法律第

号) の施行の日から施行する。

附則に次の二項を加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一 部を改正する法律の一

部改正)

2 労働者派遣事業の適正な運営の 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の 部を改正する法律の

部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律の一部改正)

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律

(平成二十七年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第十八条

第六条第二項中 「同法第二十三条第一 項 を 「同条第四号」に、 「同法第三十条の二第一 項 を 同同

号」に改める。

(調整規定)

3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施

行 \mathcal{O} 日が国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律 (平成二十七年法 達第

号) の施行の日以後である場合には、 前項のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保